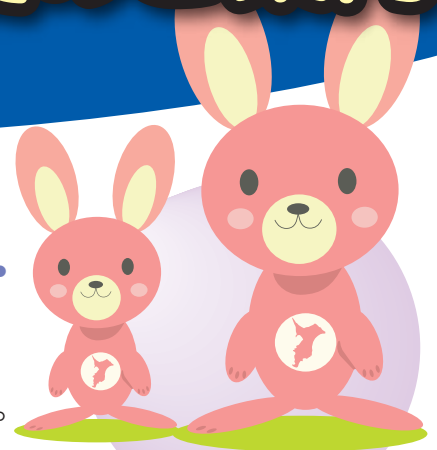


保育料の一部貸付制度のご案内

保育料の一部貸付制度とは

未就学児をもつ保育士が、保育士として保育所等への勤務を希望する場合に、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付けを行い、保育士の就職・復職支援を図ることを目的としています。



対象者 次の要件のいずれも満たしている方となります

- ① 未就学児をもつ保育士
- ② 県内の保育所等に新たに勤務する方。または、産休・育休から復帰する方
- ③ 県内の保育所等に、2年間継続して週20時間以上勤務する予定である方

※保育所等とは、保育所・幼稚園(預かり保育を常時実施している施設)・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業・一時預かり事業・企業主導型保育事業等

貸付額

保育料の半額
(ただし、月額
2万7千円以内)

※保育料が変更された場合、見直しを行います

貸付期間 1年間

貸付利子 無利子

連帯保証人 1名必要

返還免除

県内の保育所等で2年間
継続して児童の保護等(保育等の業務)に従事した場合、
貸付金の全額が返還免除となります

※上記要件に該当しない場合は貸付金を返還していただきます

申込方法 千葉県社会福祉協議会まで郵送にてお申し込みください



お問合せ先・申込先

千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当 TEL 043-216-3086 〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 5F <http://www.chibakenshakyo.net/>

2020.4.ver